

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成28年6月3日(金) 9:30~

場 所

世田谷文化生活情報センター生活工房 5階セミナールーム

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、相馬委員、普光院委員、
飯田委員、松田委員、正岡委員、石井委員、上田委員、廣田委員、橋谷委員、松谷委員、
上保委員、中村委員

欠席委員

得原委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、有馬児童課長、田中保育課長、
上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、松本子ども家庭課長、
小野若者支援担当課長、大澤幼児教育・保育推進担当課長

資 料

1. 厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」への世田谷区の対応
について
資料1、別添資料1、2 - 1、2 - 2
2. 部会の設置及び年間スケジュールについて
資料2 - 1、別紙1・2、資料2 - 2、別添
3. 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
資料3 - 1 ~ 3 - 5、別紙1 ~ 5
4. 保育の利用調整基準の見直しについて
資料4、参考(前回会議資料)(前回資料)別紙
5. 幼児教育・保育推進ビジョンの策定について(報告)
資料5、別紙1 ~ 5

議事

事務局 お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、今期の第1回子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入る前に、進行を務めさせていただきます子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、所用のため得原委員が欠席というご連絡をいただいております。よろしく願います。また、中村部長も所用がございまして遅れて来るということで、後ほどご挨拶させていただきたいと思っております。

まず、議事に入ります前に、今年度より新しく委員となられました方をご紹介させていただきます。世田谷区子ども・子育て会議委員名簿を皆様の机の上に配付しておりますのでご覧ください。

まず、区民・事業者・団体等の6番の世田谷区私立幼稚園協会理事の廣田正晴委員です。世田谷区私立幼稚園協会理事の五島満委員が退任されましたので、後任として就任いたしました。ここで廣田委員より所属のご紹介などを含めて一言ご挨拶をちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 今ご紹介いただきました、世田谷区私立幼稚園協会の理事をしております廣田正晴です。よろしく願いいたします。前任の五島満先生が退任されたということを受けまして、幼稚園協会の中から互選されまして、今回この委員を務めさせていただきます。

私は、尾山台という地域にある尾山台ナザレン幼稚園の園長をしております。今後ともこの会議でいろいろな勉強をさせていただきながら発言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、同じ表の8番、世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会役員の松谷佳子委員です。同団体前会長の椎川淑子委員が退任されましたので、後任として就任されました。

ここで松谷委員より所属のご紹介及び一言ご挨拶をちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員 初めまして、松谷です。よろしく願います。委員名簿では世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会と書いてありますが、私たちは略して世幼Pと呼んでおります。純粋な保護者の集まりの会になります。世田谷区の区立幼稚園は、昨年度までは9園ありましたが、今年度こども園が1園できまして8園になりました。こども園になった多聞幼稚園が休会となっておりますので8園で活動しております。よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。

お2人の委嘱状につきましては机の上に配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、太田委員は本務が多忙ということで昨年度末で退任の申し出がございましたので、申し添えさせていただきます。

続きまして、事務局も4月に人事異動がありましたので、新任の委員もいらっしゃいますので全職員を紹介させていただきます。

〔事務局紹介〕

続きまして配付資料の確認です。

〔資料確認〕

それでは、今後の議事につきましては森田会長にバトンタッチしたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

会長

おはようございます。きょうは久しぶりに三軒茶屋で会議ということで、皆さん迷わずおいでになられて本当によかったと思います。年度が改まりまして、ちょうどおとといまで国会が開催されておりまして、児童福祉法や児童扶養手当法、子ども・子育て支援法の法律改正が行われまして、よきにつけあしきにつけ、子どもや子育ての問題が国の大きな課題になっています。それを実際担うのは基礎自治体ですので、今度の児童福祉法は10の附帯決議がついておりまして、それを今確認していたのですが、基礎自治体でやるべきことというのがほとんどでした。これを一体どのように世田谷の中で具体化していくのかということについて、この子ども・子育て会議に課せられている課題というのは大きいと思っておりますので、どうぞ皆さん、今年度もご協力いただきまして、この会議が実り多きものになるようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思ひます。

今回は5つの議事があり、次第に議論の目安時間が書いてありますが、あまりに早いテンポで議論していきますと、スケジュールはこなせませうけれども、じっくり話し込むことができない、特に区民委員の方々が、なかなか思っていることをお話ししていただくことができないということが課題としてありました。私も会長としてこの問題を何とか解決しなければいけないということで、区とも協議させていただきまして、今年度の進め方について可能性をいろいろ探らせていただきました。

そんなことも含めて、きょうは第1回ですので、今年度どのようなことを、どのような形で議論を進めていくのか。そして、この世田谷区の中で課題となっていることをどのような形で解決していこうとしているのかということのを頭の中に入れながら、この5つの議事を協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず第1に、厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」への世田谷区に対応について、議論を始めたいと思ひます。

それでは、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(1) 厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」への世田谷区
の対応について

事務局 待機児童についての記者会見をきのう区長が行いまして、28年4月時点の待機児童数は1,198人ということで前年から16人ふえました。マスコミで早いところはもう全国一と言っていますが、大体7月に東京都が取りまとめた結果を公表し、9月に厚労省が全国を取りまとめた結果を公表するので、全国1位が確定するのは恐らく9月だろうと考えています。

要因としては、人口が引き続きふえているということ、それから、もともと世田谷は保育園の利用率が低かったのですが、それが周辺の自治体並みの利用率まで増加してきているという2つの要因があると考えております。その中、例のブログから始まった一連の流れで、資料1をおめくりいただいたところにごさいます、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」という通知が、厚生労働省から出されました。この間、マスコミなどでも世田谷区としていろいろな考え方があるということは発言させていただいていますが、ここにいらっしゃる委員の方々からもご心配のメールもいろいろいただいております。ということで今日は、一体どうなっているのかという概略を説明させていただければと思っております。

資料1をおめくりいただくと、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」、 、 、 、 とありまして、 の企業主導型保育事業については新聞報道等が出ていますけれども、自治体の関与なく企業の主体的な取組みに対して、国が助成していくことが示されています。自治体としてはどうするのかという質問も受けていますが、区としても制度の外にあるもので、困っている状態です。それ以外の 、 、 、 の部分は、基本的には今まで取組んできたものの延長線上にあるようなものが多いと捉えています。その中で、延長線上とは少し違うものについてきょうはご説明させていただければと考えております。

1枚目に戻っていただきまして、まず、 の1厚生労働大臣と市区町村長との緊急対策会議ということで、これは4月18日に待機児童が100人以上いる自治体の長が呼ばれまして、そこで世田谷区として5点の要望を挙げていきました。 、 、 、 とあります。

まず については、今回、待機児童は0歳から5歳まで満遍なくいるわけではなく、0～2歳がほとんどです。3歳に待機児が4人いて、4、5歳は0人なのです。今までは3歳児待機児がいらして、昨年が50人ぐらい、一昨年が100人を超えていました。区として、待機児ゼロというのはすぐに達成することは難しいので、まずは3歳児待機児を減らそうということでしゃかりきになってやってきた成果がここに出ていると思っております。一方、0～2歳については、特に1歳児待機児が増加することにより、0歳で申し込まなければ入れないという切迫感から0歳児クラスを申し込む方も非常に多いということで、その部分を何とかしなければならぬと考えております。

ただ、保育園を運営されている皆様にとってはよくわかる話かと思いますが、0～2歳の定員を単純に増やせるかということ、面積、人員の関係もあり、そうそうすぐには増やせないのが実情です。そのため、自治体が独自に取り組んでいる認証保育所、保育室等の認可外保育施設に対する財政支援をしていただけないかということで要望しています。これは、子ども・子育て支援新制度では着目されていない部分であるため要望いたしました。

につきましては民間等の土地の活用ということで、大体3年ぐらい前から特に民間の土地を掘り起こししています。というのも、公有地はほぼ使い果たしてしまっていて、近年では公園で実施するケースが注目を浴びていますが、世田谷区はその数年前すでに公園も使い果たしております。そのため、民有地を使いたいということで進めているのですが、地主さんにとってみると、固定資産税の減免や相続税の支払い猶予等は特にないので、やはりちゅうちょされてしまう方が多いです。住宅が建っていれば固定資産税が6分の1に減免となりますが、そういったものもありません。相続税については、相続が発生した際に相続税を全て現金で納められる方はそんなに多くはいらっしゃらないですよ。どこかの土地を処分して、それで相続税を払ってという方が多いので、そうすると上物があると処分には面倒だという考え方も出てきて、このあたりを何とかしていただけないかということをして現在、国に要望しているところです。

それから、国有地については今ほぼ相場で借りていますが、東京都は福祉インフラ制度ということで、大体半額ぐらいで借りられるという措置がありますので、国有地も相場の半額ぐらいにいただけないかというところを要望しています。例えば、三軒茶屋の近くに国有地に建てた保育園がありますが、そこは年間の賃料が1,300万円から1,400万円ぐらいです。一方、桜上水の都営地に建てた保育園の土地代は、大体相場が500万円から600万円ですけれども、その半額にいただいているという状況がありますので、国有地も半額にいただけないかという要望をしております。

子育てしながら仕事を続けられる柔軟な勤務形態の導入、これは、育児休業の期間延長や、育児休業中の補償を全額にする等、育児休業を充実させてほしいという要望です。あとは、働き方そのものの改革ということをして国や企業等で推進していただきたいということも含まれています。

保育士の処遇改善です。保育士の年収は、公定価格の算定では約363万円となっていますが、世田谷区では、その公定価格に上乗せをする形で助成を行い、平成26年度の平均を見ると大体400万円ぐらいになっています。ただ、賃金構造基本統計調査の一般労働者の東京都平均は612万円ですので、依然として差があります。ニッポン一億総活躍プランを見ると、女性の賃金との差を埋めようという記述があり、それは一部非難されていましたが、区としても一般労働者の賃金と比べていただきたいと提案をしているところです。

につきましては、一時預かり事業（幼稚園型）ということで現在私立幼稚園

にもご協力をいただきまして一時預かりを実施していただいているんですが、そもそもの補助単価の設定が低いということと、現在私学助成との併用ができないのでなかなか使いづらいという状況になっています。そのため、待機児童がいる間は私学助成との併用を認めていただけないかということでの要望をしているところです。

これが4月18日に区長が厚生労働大臣に対してした要望の内容です。

引き続き、の規制の弾力化・人材確保等というところです。これは1枚めくっていただいて2枚目の裏に、規制の弾力化・人材確保等として、13項目載っています。その中の1番と13番についての説明をさせていただければというところです。

1番の保育園等への臨時的な受け入れ強化の推進、これは何のことを言っているかということ、人員配置や面積のことです。新聞にもよく出ていましたが、1歳児の職員配置基準が国は1:6であるのに対して、区は1:5としています。それから、0歳児の面積については3.3㎡が国基準、世田谷区は補助金を上乗せしていることにより5㎡にしています。これはいわゆる旧都基準と言われているもので、新聞報道によるといまだ26の区市がそれを守っています。区としても把握はしていましたが、意外とまだ守っている自治体が多いという印象を受けました。

その部分について、別添資料1というA4横の資料をつけたのでこちらをご覧くださいなのですが、私たちも机上のシミュレーションをしてみました。仮に、0歳児の5㎡を3.3㎡にした場合、これは単純に数値上だけで割り算、掛け算をしていますので、実測するとこのようにはいかないと思っています。区立保育園と私立保育園全てに対してこの割り算、掛け算をすると339人分の定員がふえて、その人数分待機児を減少させることができるのではないかと見込まれています。保育士は当然その3分の1程度は必要になりますので、保育士は119名必要になるという試算が出ました。

ただ、当然この方々が新しく0歳で入園すると、1歳にそのまま進級するわけなので、下段の表を見ていただくとわかるのですが、1歳の入園可能数が圧縮されてしまいます。そうすると、例えば、育休をとったり、認証保育所等に預けていたりした方が1歳から認可保育園に申し込もうと思って申し込むと、その方は入れなくなってしまうという影響が出てくる可能性があります。このように、新たに1歳の待機児がふえるという状況が出てきます。一瞬待機児は減りますが、それ以降の解決にはならないということで、なかなかこの選択は現実的ではないと考えています。国にも、世田谷区としてはこのように判断をしていると提出しております。

それから、13番保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施ということで、これも新聞でよく出ていますけれども、保育士の弾力化の特例措置をしたらどうかということです。別添資料2-1、2-2をご覧ください。まず、この考え方について、認可保育所と言われている20人以上の施設については、都

道府県が基準を定めています。それから、小規模保育事業等19人以下の施設については、条例上は家庭的保育事業等と言っていますけれども、これについては区で基準を決められます。以上2つのパターンがございます。

ここで説明させていただいている別添資料2 - 1は、小規模保育事業などについての特例についての考え方ということで、まずこちらから説明させていただきます。この2の(1)の朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例についてですが、絵を見ていただくとお子さんが2人いらっしゃるということで、これは計算すると、そもそも小規模保育事業については職員配置基準数が1人になるのです。世田谷区の場合は、これにもう1人追加するように従来から言っていました。ただ、それはきちんと明示していなかったため、今回明示するというのと、1人追加するという部分については特例の適用ということで、保育士1人に保育士と同等と認める者1人ということで行っていきたいと考えております。

保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例についてですが、裏面を見ていただきますと、職員の労働時間8時間に対して11時間開所する場合に必要な職員配置の算出をしています。お子さんの数がそれぞれいて、足し算と掛け算をする結果、必要な保育士さんのローテーション上の試算が出ます。そうした場合、これは0～2歳のお子さんがそれぞれ12人ずついた場合11人の職員が必要になりますが、これを保育士8人と、保育士とみなすことができる者3人とすることができるという特例を、20人を超える事業所内保育所については適用をしていきたいと今考えているところです。

(2)については、これは建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴うもの等の引用条文の反映部分です。それから、(3)の部分は、現行の保健師、看護師に加えて助産師を定めるといったものです。家庭的保育事業等、区が条例で決められるものについてはこのような考え方です。

一方、別添資料2 - 2では、認可保育所はどうかということに記載しています。国基準、都基準、区基準ということで並んでおり、区基準というのが先ほど資料2 - 1で説明させていただいたもので、都基準がいわゆる認可保育所に適用される部分です。朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置の特例で、都は、都の条例施行規則でこの運用ができるように、既に改正をしています。2ページ目1番上の列の左から2番目の箱に太字で書いてあるのが、助成上位置づけたい事項(案)です。まず、朝夕の時間帯といったときに、国は、まだ延長保育の部分の考え方を示していません。なので、朝の考え方は適用できると思いますが、夕方の考え方がまだどうしていいかわからないという状況がありますので、当面は朝の時間帯について適用したいと考えているところです。

次ページの、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者についての区の考え方は記載のとおりです。それから、結構話題になりましたが、その下の(2)の幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例ということ

です。ただ、この幼稚園教諭は3歳以上児、それから小学校教諭は5歳児を中心に保育することが望ましいとありまして、これも助成上位置づけたい事項の案がありますが、実際シフトを組む上でこの人は5歳しか見られないとなってくると、もうシフトが組めないだろうと考えていますので、これは特例の適用はしない予定として考えております。

それから、ページをおめくりいただいて(3)保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例につきましては、これは太字で箱に記載させていただいていますが、国のそもそもの考え方として8時間をコア時間と想定しての緩和措置ですが、基本的に保育園は11時間をコア時間として想定して動かしていますので、この考え方はうまく適用できないということで、特例は適用しないと考えています。

その下の(4)、(2)及び(3)の特例を適用する場合における保育士の必要数につきましても、最後に書いてあります助成上位置づけたい事項の案としては特例を適用しない予定ということで、区で定められる小規模保育事業などと、それから認可保育所についての考え方が若干違うと今のところ区では考えているというところ です。

以上、雑駁な説明で申しわけないですが、私からの説明は以上です。

会長 ここで議論することは、意見をいただくというよりも、これについて承認するかどうかを決めなければならないということでしょうか。

事務局 ご意見をいただいて、その意見に対してまた区が内容を検討するというこ とです。

会長 非常に重要な問題だと思います。要するに、待機児が1,200人弱世田谷区の中にいると。このことについて、国にさまざまな規制緩和あるいは新しい考え方によって、できる限りたくさんの保育園をつくることができるように、あるいは運営がしやすいように要請をかけた。これが具体的には5つの要望ということだった と思います。これはもうかけたわけですから、このことに対して少し応援のメッ セージなり、あるいは、ここはもっとこうしなきゃいけないのではないかという 点があるのかもしれませんが、ご意見をいただけたらと思います。

それから、 の規制の弾力化・人材確保ということですが、この問題は 割と直接的に保育の質の問題、あるいは実施の問題にかかわってくることだと思 います。特に、この考え方を適用することによって矛盾した問題が発生します。

1つは、これだけたくさんの保育園を、あるいは保育施設を世田谷区がつくるわけ ですから、日本中から保育士をかき集めている状態ですね。これについては、 もう日本中からの総批判の的になっているわけです。一方、職員や朝夕のパート の方が確保できなくて、保育施設自体が運営を見送っている、そういう施設もか なりたくさんあると伺いました。こういう状況の中で、具体的に職員の確保と、 それから具体的な保育施設を開く、運営していくということがかなり矛盾してい ることをどうやって実現していくのかということですね。そのことが先ほどの臨

時的な受け入れ強化の推進や、保育士の弾力化、円滑かつ着実な実施というところで、1つは、保育園というのは実は今話の中ではなかったのですが、必ず2人以上の大人がどんな場合でもいるよう定められています。これは結構重要なことで、昔、やはり保育士が1人で保育していると、万が一の事態があり得るわけで、そうしたときにかわりの者がいるという状況が設定されないと子どもの命を守れないということになる。例えば、祖父母が孫の世話をしている、お風呂の中で赤ちゃんが溺死したなんていう事件は幾つかあるのですね。

自分自身で生きることができない年齢の子どもたちを守るという意味では、2人以上の設定というのは必要なルールだと思うわけですが、それを今度は社会的な保育を提供する側に立ってみると、どういうふうに具体化したらいいかと。特に、小規模になればなるほど保育士全体の数が少なくなっていくわけですから、そうするとその保育士をどういうふうに配置すれば、その質と保育の時間というものを提供できるのか、このことを考えなければならないわけです。そして20人以上の認可保育施設であっても、30人前後ぐらいの保育園と100人規模の保育園では、保育士全体の数が全く違うわけですから、一元的に認可保育施設というくくりで基準を定めてしまってもよいのかという議論だと思います。

きょうは限られた時間ですので、利用者・事業者それぞれの立場から少しご意見をいただいて、それに対して学識経験者の立場からご意見をいただく形でお話していただいたらよいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

認証保育所の場合は、朝2人体制の場合、1人保育士の資格を持った方がいれば、もう1人は資格を持たなくてもいいという基準になっています。まさしくこれを見ると、認証の基準をここにはめ込んできているのかなという思いがあります。そして、大学を出たばかりの方よりも、子育て経験のあるしっかりした主婦のパートさんのほうが仕事ができるというのが現実です。申しわけないのですが、非常に学生さんの質が悪い。ただ資格を持っていけばいいという思いで現場に入ってくる方が多いので、そこを教育するのが非常に大変なのですが、そこに手間取っている場合ではありません。それだったら子育て経験を持つしっかりした母である方に見ていただいたほうがいいのではないかと私は思っております。

以上です。

委員

保育室を運営していますが、保育室も朝は保育士とパートという形で資格のない者でもいいという規準になっています。しかし、当施設では、朝は保育士2人、夕方はパートと保育士という形で現在運営しています。というのは、やはり朝の受け入れというのは、子どもたちにとっても親御さんにとっても、ものすごく大変なことだからです。子どもさんが保育施設を大好きで喜んで来てくれるという方も多いですけども、やはり大人にとってはこれから1日始まるなとか、子どもがきょうは病気がちだけれども大丈夫かなとか、そういう心配とかも背負ってきているわけですね。そこを全部引き受けて行ってらっしゃって爽やかに送り出すのが朝の仕事だと思うので、とてもレベルの高い保育が求められている時

間帯だと思っています。もちろんほかのところでもそうですけれども、やはり保護者の支援という意味でも、朝はとても重要だと思っているのですね。

夕方もちろんそうで、子どもたちが寂しい思いをし始めて少しナイーブになっているところにどういうふうにかかわっていくかというところは、大変質の高い保育が求められると思っています。このように、朝夕の時間帯は質ということに大きくかかわる部分なので、区でもよく考えていただいて、ここの部分の大事さを改めて議論していただければ助かります。

会長 認証や保育室で、夕方や朝の時間帯を、資格を持っていらっしゃる方をお願いするとき、人手は足りているのですか。

委員 何とか今はなっていますが、やはり朝、例えば7時半から子どもたちがもう来ますので、7時半から募集してもなかなか一般の方では従事するのは難しいようです。実際、子育てが終わって少し時間があるという方が来てくださったりするところも多いようです。あとは、朝来て、日中は家に帰って、夕方また来てくれるという方もいらっしゃる、その方は資格をお持ちでないと思いますけれども、そういう方を貴重な人材として雇用していたというケースはありました。

委員 うちもやはり主婦の方、子育てを終わって、もうお孫さんがそろそろという方に朝7時から来ていただいて、日中は一度家に帰って、1時過ぎからまた来ていただいて夜は9時まで従事していただいています。やはり主婦の方は本当に頼れる存在です。

会長 人では何とか集まっているのでしょうか。

委員 ネットなど色々な手段を利用して一応募集はかけておりますが、今、新聞をとられている家庭が少なく、広告を出しますと年配の方が多く集まってきます。そこが本当に即戦力で、人生経験も豊富ですし、物事もよく知っていますので、非常に助かっているのが事実です。

会長 わかりました。

では、次に資料2 - 2、こういった規制、区の条件ということについて何かご意見はありますか。

委員 本当に痛しかゆしの部分であると思っております。当園のことで言えば何とか間に合っていて、募集に対応していけているという状況ではあります。私立認可園全部のことで言えば、世田谷区に古くからあって地域に根差している園は何かやれているけれども、新設園に関しては非常に苦戦しているということは聞いております。

会長 世田谷区は5地区に保育ネットワークを持っていますので、そちらで私も10年かかわっているのですが、先日、この地区のネットワークの会が開かれたときも、ある保育園から、朝夕の人手が見つからなくて、その時間帯は保育ができないということで開園しなければならないという話もありました。やはりこの規制をどうするかということは、実施体制と深くかかわってくることだということは思います。

特に、人手不足の中でこれは実際どういうふうにしていくのかということだと思っておりますが、保護者の立場から、保育の安全性ということについてのご意見はどうでしょうか。

委員

今、話して下さったことはまさにああそうだなと思うことばかりでした。やはり朝というのは、健康状態等の申し送りもしますし、1日の良いスタートを切るためにというところで親が保育士さんとかかなりお話をすることがありますので、確かに朝というのは非常に重要な時間だと保護者としては思います。また、夕方や延長保育の時間に関しましても、昼間はお友達がいっぱいいてスムーズに済んでいるところが、例えば少し疲れてきたりして、スムーズにいかなくなることが出てきてしまう可能性があるので、朝と同様に重要な時間なのではないかと親として感じています。

ただ、そこで資格がある人がいいのかということ、先ほどおっしゃっていたように、主婦のベテランのパートの方ですとか、朝ですと例えば看護師さんですとか、そういった方に預けるのであれば親としてはそんなに不安はありません。資格があっても新任の先生で、これはきちんとほかの先生に言っているのかなと思うような先生もいらっしゃるはするので、確かに資格だけで切ってしまうのもどうなのかと思います。それをどのようにパートの方たちも戦力にしていけるかというところを、基準から漏れないような形でベテランの方も入れるといいと思いました。

会長
委員

それでは、学識経験者の方、何かございますか。

基準というのは何のために設けているのかということのを少し考えてみる必要があると思っております。私自身も子どもを保育園に預けていたときに、お迎えの時間に隣の家でぼやが起りまして、その当時は1人しか保育士がいなくていい基準の時代だったので、その方が動揺してしまって、消防署に電話しても保育園の住所が言えないというくらい気が動転してしまわれたのを覚えております。そのときは、保護者がバケツリレーをして消火をしたというようなことがありました。このようなケースもあるので、保育士1人ではまずいということで複数配置の基準にした、その複数配置される人がどのような人だったらいいのかということ、最善はやはり子どものためには保育士がいいだろうということになったと思います。今、保育士の質が落ちている、新卒の人の質が落ちているという現状はあっても、本当だったらそういう時間帯こそベテランの保育士を配置してほしいし、保育士の質が落ちていると言っても、本当はきちんと対応できる保育士が配置できることが期待されているわけで、それを期待しての基準だと思うのですね。

ただ、今この時代になって、これだけ待機児童がふえてしまって、基準はあっても人を配置できないよという現状を踏まえての国の規制緩和であり、区のお考えであると思うので、私は全体的にこういう緩和の傾向というのはもちろん反対ですけれども、時限的に対応するということはやむを得ないのではないかと思っております。ただ、いつまでやるのか、いつの時点で保育士不足解消の状況を

見て、保育士を2人以上配置するという子どものためによりよい基準へ戻すことを検討するのか。こういった検討をきちんと行うことを前提に、時限的な緩和というのはあってもいいと思います。保育士でない人でも十分務まるというのももちろんわかります。そういう方が雇えるところはいいですが、場合によっては基準が緩和されたから、全然保育のことを知らない学生アルバイトさんを雇おうとなる事業者もいると思いますので、基準というものをなぜ設けているのかという大前提に立ち返る必要があると思います。その上で、あくまでも有限的な緩和というのであれば認めてもいいのではないかと考えています。

ただ、私が一番心配しますのは、保育士でない人を配置するときに、誰でもいいのかという点です。やはり施設にある程度勤務し続けて、例えばその施設の防災や、緊急時の対応等、きちんとマニュアルが全部頭に入っていて、どのような状態になっても対応できるという人材でなければいけないと思うので、その辺をきちんと押さえる必要があるのではないかなと思います。

委員

いろいろと悩ましいところですけども、保育園の中で事故がどこで起こるかという、やはりお昼寝のときが相変わらず一番多いのですね。朝夕の受け入れのときは、確かに事故はほとんどありません。事故が一番多いのはお昼寝中のうつ伏せ寝で、無資格者が絡んでいることが多くあります。その背景には、25年から30年前くらいにうつ伏せ寝がよいとされていたときに子育てをしていた世代が、子どもの手が離れた今、現場に戻ってきているという実態があります。

例えば保育ママの現場で結構そのような事態が相次いでいて、もちろん朝晩のところはお昼寝もさせないので危険度としては一番低いのですが、資格者を入れないかわり、無資格者に対する、というのが安全なのかという研修をきちんとしないと非常にたがが緩んでくるのではないかという危険性を私は感じています。

現実に、新設の園では、ベテランの先生がたくさん集まってよかったねという、資格者だけでも未経験という人が潜在保育士として結構たくさん発掘されているわけなのです。資格者だけでも未経験とか、子育て経験はあるけれども資格はないとか、そこら辺の人の段階的な研修を少しでもいいので区で実施する等、何かたがをはめないと怖いと思っています。

委員

保育士は国家資格でございますので、やはりどのようにして資格を持つ者としての知識、経験、技術を積むかという、それは大きな、さらによくしていかなければならない課題で、養成している側にとってもすごく反省を促されるわけです。しかし、この資格制度のもとでプロの保育者がしっかり担うということに発展してきた今の保育を停滞させてはいけないし、後退させてはいけないと思っております。そして、先ほど612万円に比べて300万円台という保育士の処遇の低さ、給料の低さ。そして、いろいろなことが絡んでなかなか確保できないという状況ですけれども、やはり保育士の給与を上げていく動きと、先ほどのお話にもあったように、時限的に、こういう状況だからここまで認めようというところのしっか

りした線引きをすることが大事だと思います。

とにかくたくさんかき集めて人数をそろえればいいという職場ではございません。一番大事なのは、職場環境、チームワーク、さらにその保育者が共同、協力して働く、そういった職場ですから、子どものことについても保育内容についても共通認識を持って、しっかりとチームとして保育の場をつくっていかねばならない。そのことがやはり子どもに非常に影響を与えて、どういう大人を見て、どういうチームの大人の中で育つかという子どもへの影響はとても大きいものがあると思います。とにかく数をそろえて、適当に手分けして人を配置すればいいという職場ではないというのは原則だと思っております。

会長

この第1の議事というのは、本当に世田谷区にとってみれば質の担保と、そして全体としての量の確保、そして制度的な拡充という、しかもこれは日本中に大きく影響する方向性でもあります。

特にですが、この問題は現場の現実的な1つの課題と、それから、ここでずっと議論してきている質の確保のために、世田谷区が今まで積み上げてきている仕組みがあるわけです。具体的には保育の質のガイドラインがあり、そして地域の中でのネットワークの組織があり、こういったものを必ずきちんと守っていただく中で、具体的な質の担保ということを実質化していくことが大事だろうと思います。概念として、あるいは理念として持っているというのはどこも当たり前ののですけれども、それが実質的に保育の中に生きなければだめなわけで、そういう意味でぜひ、厳しいとは思いますが、現実的な対応という中で、子どもたちの成長、発達をまず第1に考える、そういったことをぜひ具体化していただきたいと思っております。

それでは、この問題についてはここで一旦締めさせていただきます、後は皆さん、すみませんが事務局にお寄せください。

こういうことが起きてしまうので第2の議事ですが、先ほど私が冒頭にお話しさせていただきましたけれども、できる限りじっくり、深く皆さんと議論をさせていただくために、部会の設置ということについてご提案させていただきたいと思っております。

(2) 部会の設置及び年間スケジュールについて

事務局

それでは、事務局よりご説明いたします。資料は2-1をご覧ください。

今、会長からもお話がありましたとおり、主旨にございますように、昨年度の子ども・子育て会議では、皆様から発言をいただいて十分に議論ができなくて申しわけございませんでした。ということで、今年度は重要な課題についての部会を設けたいと思っております。会議に先立ちまして、先日、委員の皆様には部会就任希望の調査を行いましたので、その結果をもとに後ほど部会委員を決めていきたいと思っております。

2の設置部会の検討内容についてですが、2つの部会を設けさせていただきます

して、部会で集中的に議論いただいた結果を部会長から本会議であります子ども・子育て会議へ報告していただき、子ども・子育て会議で意見をもらいながら、再び部会で議論を進めてまいりたいと考えております。

(1)の子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会では、人口動態の変化を踏まえまして、新たな需要見込み及び確保方策を定めるための議論を行いたいと思っております。確保の方策を検討する際には、数字の話だけではなく、連携施設のあり方や各種子育て支援事業とのかかわりなどについても議論をいただきたいと思っております。

また、(2)の保育の利用調整基準見直し検討部会では、保育の入園選考の際に指標として用いられています利用・調整基準を、区民の皆様から寄せられているご意見や社会情勢の変化等を踏まえ課題整理を行いまして、必要に応じて見直しを図りたいと思っております。

次に、3の今後のスケジュールでございますが、子ども・子育て会議につきましては今年度あと3回の開催を予定しております。その間に部会を開催したいと思っております。

後ろから2番目の資料2-2をごらんください。こちらに示しておりますように、一番左が子ども・子育て会議で年4回、その合間に子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会、保育の利用調整基準見直し検討部会を設けさせていただきたいと思っております。一番右には議会報告の時期等を参考に入れさせていただいております。

スケジュールの説明は以上でございます。次に、部会のメンバーを選任させていただきたいと思っております。

[部会委員選任]

続きまして、部会長につきまして、別紙1、別紙2として要領案をつけておりますが、4条をご覧ください。両部会長は、子ども・子育て会議会長が指名することとなっております。指名に先立ちまして事務局より意向を述べさせていただきたいと存じますが、設置する両部会と子ども・子育て会議本体の連携が重要となってきますので、子ども・子育て会議の会長及び副会長の両委員にそれぞれの部会長をお務めいただければスムーズに連携がとれるのではないかと考えておりますが、森田会長、いかがでしょうか。

会長

それでよろしいでしょうか。もしよろしければ、私からも皆様のご要望等をいくつかお聞きしたいと思っております。この子ども・子育て会議を進めるにあたって、区民のさまざまな意見を集めていただくというようなこともやっていただいておりますけれども、私は今、資料を読ませていただきながら考えていたのは、ぜひこの部会でゲスト、例えば区民の方々や現場の方々をお呼びして、もう少し部会の議論を開いていくような、そういった部会運営をさせていただければと思っております。そういうことはこの部会で可能でしょうか。

事務局

実際に携わっている方から、毎回ではなくてもご意見をいただくのは、より広

い見地をいただいていいかと思います。

会長 わかりました。そのような形で、最終的な会議体というのはこの本会議ですの
で、部会でさまざまな議論を積み上げたものをこの会議へ持ってくるという形に
進め方を変更するというをご提案させていただいて、部会長については、部
会が2つである当面の間は、(1)の部会を加藤さんが、(2)の部会は私がそれ
ぞれ回させていただくということによろしいでしょうか。

[承諾]

それから、もう1つ私の提案なのですが、検討部会の日程を事前告知しておい
て、部会に所属していないけれども日程的に合うのでぜひ参加したいという委員
の方がいらしたらご参加いただくような形で、少し融通をきかせることは可能で
しょうか。会議体として、委員を確定しなければいけないということがあるでし
ょうから、オブザーブという形になると思うのですがいかがでしょうか。事務局
としては可能でしょうか。

事務局 そうですね、できれば皆さんに両方入っていただきたいところですが、
お忙しいので2つのうちどちらかという形で希望をとらせていただきましたの
で、日程が合うのであればオブザーブという形でご参加いただければと思いま
す。

会長 よろしいでしょうか。では、そのような形でこの会議を進めさせていただきま
す。ぜひ、きょう終わった後にでも早目に日程を決めて、そして内容的にも柱を
立てて、それで皆さんにお知らせをしたいと思っておりますので、ぜひご協力い
ただいて、この会議自体がより広範なご意見を集めながら、この世田谷区の保育
のあり方、あるいは子ども・子育て全般に本来議論を進めなければいけないこと
ですので、集めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

事務局 日程については後ほど終わってからということなのですが、第1回の日程だけ
先に決めていただければと思います。

[日程調整]

事務局 それでは、(1)の支援事業計画の部会は8日の9時30分から、(2)の利用
調整の部会は7月1日の9時からということで、後ほど会場については事務局よ
りお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

会長 続きまして、第3の議題です。子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
お願いいたします。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

事務局 子ども・子育て支援事業計画の見直しということで、資料3をご覧ください。
区が平成27年3月に定めた子ども・子育て支援事業計画は、保育施設、幼稚園等
の教育・保育事業やひろば事業や一時預かり事業等の子育て支援事業について、
ニーズ調査に基づきまして需要量を把握して、31年度までの5カ年間で需要を満

たすような定員数を確保する目標を立てた計画で、子ども計画の第2期の冊子の5章に掲げております。子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、26年の2月に実施いたしました人口推計を使用していましたが、策定の時期で既に実人口との乖離が出ており、途中で見直しをするということを当初より掲げておりました。

まず、資料3-1でございますが、0歳から5歳の人口の比較を載せております。上の表が新たな手法を用いました人口推計でございます。真ん中の2つ目の表が、現行の子ども計画に載っております人口推計を記載しております。この2つを比較しましてグラフで示したのが下のものですが、下の薄い線が、現行の子ども計画に載せている人口推計で、30年をピークに減少傾向に転じるのではないかと推計しておりました。しかし、今回改めて人口推計をしたところ、上の線で表したとおり、33年まで伸びていく傾向となっております。これに基づきまして、さまざまな計画数値を見直さなければいけないのではないかとということで、今回支援事業計画を見直すための部会も設置させていただくことになりました。

1枚おめくりいただけるでしょうか。次が就学児を含めた推計結果を示しております。さらにもう1枚おめくりいただきますと、こちらについては期間を5年間に絞りまして、計画策定時に使用した人口推計と、今回使用する人口推計の比較表となっております。表の一番右にある31年度の太枠で囲った部分をごらんいただければと思いますが、6歳から11歳の就学児は162人の増加になっております。0歳から5歳の未就学児は3,436人の増となっております。その内訳につきましては、その上に書かれています0歳から2歳が2,239、3歳から5歳が1,197と、低年齢児の乖離が大きくなっていることがわかるかと思っております。また、国からも計画期間の中間年を目安に、必要な場合は市町村の支援事業計画の見直しを行うことが求められておりますので、今般見直すことにさせていただきたいと思っております。

次に、1枚おめくりいただきまして資料3-2をご覧ください。こちらは、新たな人口推計でピークとなる平成31年度の需要量見込みをまとめております。表が3つありますが、一番上が現在の子ども計画に記載されている現行の需要量見込み、真ん中の表が計画策定時と同様の算出方法で新たな人口推計を使用して需要量見込みを算出したものでございます。一番下の表は、上2つの表の需要量見込みの差を示しております。見直し後の需要量見込みは、幼稚園の利用想定は12,810人、保育利用想定は20,284人となっております。どちらとも需要量見込みがふえておりますので、確保の内容を増加させる必要があるということになるかと思っております。

1枚おめくりいただけるでしょうか。こちらの資料3-3の表は、教育・保育事業の需要量見込みを地域別、年度別にお示ししたものでございます。地域別に5年間分を算出したものをつけております。この資料の31年度全地域部分を抜粋したものが先ほどの資料3-2でございます。その他の部分については、後ほど

お目通しいただければと思います。

次に、もう1枚めくっていただいて資料3 - 4をご覧ください。こちらが13事業と言われていました子ども・子育て支援事業についても、新たな人口推計を使用して計画策定時と同様の算出方法で需要量見込みを算出したものでございます。表の色を塗っている部分に見直し後の数値を記載しております。新旧の人口推計の乖離の影響があって、未就学児を対象とした需要量見込みが増加する結果となっております。

推計人口を用いた需要量見込みの見直し案についての説明は以上でございます。今後、部会等でまた詳しく検討させていただければと思っております。

続いて、保育利用想定部分の見直しについてご説明いたします。

事務局

資料3 - 5をご覧ください。まず、1として27年度の保育施設整備の実績についてご報告させていただきます。27年度の年度途中及び28年の4月1日までに開園した施設を記載しております。記載のとおりでございますが、合計で実績のところにある1,259の定員拡大に取り組んでまいりました。その他の一番上のところで、新制度移行に伴う定員増とありますが、これは前回の第4回子ども・子育て会議で定員数を確認いただいたものです。第4回のときは、2/9見込みで94ということで確認いただきましたが、実績は95と1増えております。これは、チャイルドスクエアが認証から認可になりまして、2/9時点では47でしたが、転園を予定されていた方がそのまま継続利用を希望されたため、48名となり1名増えています。その関係で10か所の合計数も94から95に増えているということです。前回確認いただいたものですから、口頭で変更部分についてご報告させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、2の平成28年度保育待機児童の状況についてでございます。こちらのほうが、先ほど数字を議事1の中でご報告させていただきましたが、下の保育待機児童数ということで1,198ということになってございます。

続きまして、その次の3、子ども・子育て支援事業計画の見直しについてです。

(1)需要量見込みの見直しですが、が現行の計画策定時の人口推計を用いて需要量見込みを出したものでございます。点線で囲まれた需要量見込みの考え方ですが、25年8月に実施させていただいたニーズ調査の結果を、推計人口に当てはめて算出するものでございます。こちらで算出すると3歳から5歳の需要量見込みが低く出てしまうという問題がございましたので、2歳から3歳の進級割合が98%であるということに鑑みまして、2号認定の部分に補正をかけさせていただいたものになります。この考えに基づいて現行の需要量見込みが作成されています。

次に、下の ですが、先ほどご説明させていただいた新たな人口推計を用いて、と同様の手法で算出したものでございます。20,284ということで、全体でプラス1,555増しているということでございます。0歳、1 - 2歳、3 - 5歳というこ

とで、下にそれぞれ需要量見込み及び増加数を記載させていただいております。

続きまして、次のページ、 でございます。 の人口推計を見直した部分だけを入れかえたものをベースにしつつ、年齢ごとの進級率をさらに細かく実態に即して算出したものです。参考の網かけ部分に、2歳以降5歳までの進級率をそれぞれ細かく出させていただきました。平均で97.3%ということで、おおむね98%に近い数字にはなっておりますが、年齢別に見ると、2歳から3歳のところは95.2%と他に比べると低い割合になっています。これは、転居や幼稚園に入られる方がいることが影響したためです。

先ほどの算出方法をベースに点線部分の のところですが、3月から4月における3歳以降の進級率を適用させて、より実態に近い算出方法で出させていただいたのが左にあるものでございます。3 - 5歳のところのプラスが407ということで、 で算出した数字よりも若干抑えられています。これが前回出している手法に新たに調査をかけて実態に近いもので出したものでございます。

実態に近いとはいえ、地域別に見ていくと、実はニーズ調査上の砧地域の利用意向率が40%に行かないで、30%台と他の4地域よりもかなり低めに算出されています。また、全体で見ても0歳の利用意向率が42%ぐらいと算出されていますが、実際には0歳から保活をせざるを得ない状況から保育を希望している方のうち、本当に0歳から保育を望んでいる人がどれぐらいいるのか。1歳から預けられるなら1歳から預けたい方も多くいらっしゃるはずで、こういった部分の検証が必要になってくると考えております。

そこで、 をベースにしつつ検証を行ったものが(2)でございます。27年12月現在の認可保育施設の在籍児童数と、実際の28年4月の新規申込者数から検証したものでございます。この実態を踏まえると結果は、先ほど言った砧地域での利用意向率はニーズ調査では30%台でしたが、実態は、0歳は32%ですが、1 - 2歳で48.37%だとか、他地域と同等の利用意向率になっております。これは実態に即したものだと考えております。世田谷区全体を見ると、0歳が31%、1 - 2歳のところが51%ということで、ニーズ調査による利用意向は実態よりも0歳は高く、1 - 2歳は低く出ているのではないかと推測されます。

次のページの(3)をご覧ください。この表は事業計画にある27年度(28年4月)の需要量見込みと確保の内容に、28年4月1日現在の実績と待機児童数を記載したのになります。砧地域をご覧ください。「確保策」は28年4月までに確保すべき目標事業量、「実績」は実際に確保できた定員数となります。差し引きを見ていただきますと、0歳はマイナス2、1 - 2歳はプラス36と、概ね目標を達成しているという状況でございます。

次に需要量見込みと実績を比較したいと思います。同じく砧の1 - 2歳をご覧ください。需要量見込み1,020に対し、すでに実績は1,173と需要量見込みを上回っており、これだけ見れば砧エリアの1 - 2歳は供給過剰でもう保育園をつくらなくてもいい状況なはずとなります。では、実際に砧の1 - 2歳では待機児童が

いないかという、152名いらっしゃるということで、計画上の需要量見込みと需要の実態に乖離が生じていることが分かります。

こういった乖離をいかに解消して実態に近い需要量を出していくか、それと、確保策を立てていくかというのが課題かと考えてございます。

下の(4)につきましては、今申し上げた課題が記載されています。

次のページの(5)事業計画の見直しの方向性につきまして、まず、25年8月のニーズ調査、今もこれをベースにしておりますが、こちらは非常に重要な基礎資料となっておりますので、こちらをまず基本としてやっていきたいと思っております。

一方、これまで検証させていただきましたように、現時点で認可保育園の在園児もしくは申し込み状況、保育需要の実態、実際の状況、先ほど申し上げたようなものがございます。そういったところを勘案いたしまして、乖離があるのであれば、需要量見込みでなく確保策のほうで勘案したいと考えております。例えば、砧地域の0 2歳のところに補正をかけたり、見直したりして、需要と供給のバランスを図るように計画を立てたらどうだろうかということで考えてございます。

今後、この見直しにつきましては先ほどの検討部会で検討を行っていただきまして、7月に開催予定の子ども・子育て会議にてその検討結果をご報告したいと考えてございます。

説明については以上でございます。

会長

今のお話の中で、これは具体的には部会におろしていくということになると思いますが、まずは人口が非常に、予想以上に増加している。それは、ある意味で言えば世田谷区の施策に対する高い評価のあらわれなのかもしれませんが、さまざまな要素が相まって世田谷区の子育て家庭がふえているということになります。それと、もう1つ今回の見直しの中で、この計画をつくるにあたって行ったニーズ調査による各地域で必要としている年齢別の保育ニーズの算定の基礎が、どうも砧地域は違ったということなのではないでしょうか。要するに、予想以上に希望者が増えていると考えればよいのでしょうか。

事務局

そうでございます。

会長

ということで、それはほかの地域に比べると、希望者が多かったということだと思っておりますが、そういう状況の中で実態に合わせた見直しをしなければならぬ。もちろんそれはそうですね。全体のパイがふえていくということは、希望する可能性のある子育て世帯がふえていくということで、その方の中で保育所に入園したいという方たちの割合がどうなっているかということ、それが実態として今どれぐらいの申請数になっているかというのがこの数字ですよね。申請された方たちの中で入れない方が1,000人を超えるという状況の中で、幼稚園も含めた制度的な適用ということをどのように見直したらいいのかということも含めて、これからどういうふうな保育の提供をしていくのかを話し合うという了解でよろし

いでしょうか。

部会は、今説明したような形で進めていきますけれども、こういうことを要望しておきたいとか、議論のときにはこんなことをぜひ資料として用意しておいてほしい等の希望があれば、部会のメンバーでない方もここで今出していただくか、後ほど事務局にお寄せいただくという形でこれは進めたいと思います。何かご意見はいかがでしょうか。

委員 腰を折るような話で申し訳ないのですが、ここは全体の計画の見直しの話ということで捉えてよろしいですか。ご説明の中には一応子ども・子育て支援事業の需要見込みのご説明も1分ぐらいありましたが、保育以外はここでお話はできないということですか。

会長 具体的には、ここで議論するのか、あるいは全体としての子ども計画そのものの議論というあたりのところへ持っていくのか、この辺はどうなりますでしょうか。ということですよ、今のお話はね。どこかで議論ができればいいわけですので。

事務局 13事業はここに入ります。子ども計画全体の見直しはやりませんが、最初に説明いたしました保育園のことだけでなく、利用者支援事業等の13事業も含めて部会で検討いたします。

委員 保育のところは地域単位で細かく需要を出していらっしゃるのですが、子ども・子育て支援事業に関しては、全区一まとめの数字で出されているので、空白地ということが全然見えていないのですね。地域別に見ていくと大変なことになっていて、私たちの感覚だと、あのエリアは全然ない、拠点事業はこれだけしか増えない等、そういうことがたくさんあります。特に保育は需要を掴みやすいのですが、子育て支援事業は知らない则需要にならないので、認知度が上がって利用者が増加することを考えると、需要の出し方や、見直しの数字をもう少し丁寧に地域別ぐらいで算出していただけると、一時預かりや拠点がパンクしている状況というのを見ていただけたらと思うので、ぜひその点をよろしく願います。

会長 13事業そのものの基礎的なデータについては、全て議論していくということになれば、地域別のデータは出していただくこととなりますので、よろしく願います。

ほかにはよろしいでしょうか。もし、全体の議論をしていくときに、こういった事業も部会のところで議論してほしいという要請があれば、事務局にお寄せください。

また、先ほどお話をいたしましたけれども、各部会では現場からこういった担当者の方を呼んでほしいという要望や、こういった問題を抱えている方や、こういったことについてかかわっている方に意見を求めたいという要望にもぜひ対応していただけたらと思いますので、そちらの点でもご協力をいただけたらと思います。

それでは、(3)子ども・子育て支援事業計画の見直しについての報告は終わりにいたします。

それでは、(4)保育の利用調整基準の見直しについてお願いいたします。

(4) 保育の利用調整基準の見直しについて

事務局

それでは、資料4をご覧くださいと思います。この資料4は、先ほどご承認いただきました利用調整部会のほうでご議論いただくこととなります。前回6点につきまして事務局から課題提起をさせていただいているわけですが、その際ご意見をいただいたり、その後メールで委員の皆様あるいは区民の方からもご意見をいただいておりますので、1点大きな課題を追加したいという趣旨でございます。

基本的な考え方のあるところなのですが、やはりいろいろな社会情勢等も変わりますので、検討していかななくてはならない課題であると認識しています。ことし4月の入園も、1次の申し込みが6,439ということで、昨年よりまた増加いたしました。最終的に内定できた方は、一部転園も含めまして3,934でした。整備を進めている関係もありまして、新たに内定できた方がほとんどで、かなり従来よりも多くの方を受け入れることができいております。ただ、会長からもお話がありましたように、認可に入れなかった方も多数いらっしゃいますので、こういった指数の問題というのは一年中いろいろな意見をいただいているところであります。

3の実施時期ですけれども、区民への周知期間、あるいは区民の皆様方もこういった指数をもとにして自分の生活設計をされている方も多数いらっしゃいますので、先ほどのスケジュールで検討させていただいて、29年10月以降の入園選考で適用したいと予定しているところでございます。

4の対象となる施設は記載のとおりです。

5、追加する検討課題につきましては、保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用についてという課題でございます。先ほどの資料1の国の資料の5ページのところに保育士等の優先利用のことが課題として示されているわけですが、概要にありますように、国もそういった考えを示しており、裏面になりますけれども、実際問題として区内でも、園によりましてはそういった問題も発生しているという状況でございます。

それから、今事務局として に課題を整理させていただいております。実は、)が一番大きな問題かと思っております。特定の職業に対する優先利用、これは現在の指数では一切ありません。よくいただくご意見の代表的な例としては、高度の医療を扱われる保護者の方がいらっしゃって、一日も早い病院への復帰を多数の患者さんが待っています、何とか優先して利用させてくださいといった嘆願書は毎年複数いただくのですが、そういった特定の職業の方を優先するようなことは今ありませんので、この辺を、やはり他のお申し込みの方に理解が得られ

るのかどうか、そういった基準にできるのかどうかというのが大きな課題だと思っています。)は職種を保育士だけに絞っていいのかどうか。)は、ではどこの保育園に勤めている保育士等にするのかという範囲の問題で、)はいつまでそれをやっていくのかという時限の問題でございます。

の主な意見は、1つ目が前回この会でいただいたご意見をまとめさせていただいたもの、2つ目のほうは、区民の方からメール等でいただいたものをまとめさせていただいたものでございます。

部会のスケジュールは6に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

会長

具体的には部会で議論することになりますけれども、基準が変われば当然ですが入れる方がかわってきます。ですから、この問題については慎重に、しかも周知がきちんとできるような形で進めないと、人生設計そのものが変わってくるとのことだあってあり得るということで、事務局の提案では来年の10月を目途にこの議論は継続していくということになります。ですから、第1部会の事業計画の議論はことしの8月ぐらいが1つ目途ですけれども、第2の部会はもう少し長く議論する時間があることになります。ただ、そんなにずると長くやっているわけにはいきませんので、とりあえずは今年度いっぱい議論の集約ということを目指しながら、どういう形でこの議論を進めていくのかということもこの部会の中で議論をしてみないといけないと思います。

私も多くの自治体でこの利用調整の基準についてのいろいろな議論に立ち会わせていただきましたが、これはやはりその地域の子育ての環境として保育所が果たす役割の、1つの象徴的なものがこの入所基準だと思いますので、そういった意味で世田谷区はこれまでどういう基準をつくってきたのか。

私はこの会議にかかわる前に、社会福祉サービスの苦情審査会の委員もさせていただいたことがありますが、そのときにもこの入所基準をめぐる苦情は、保育現場でも調整が見つからないので苦情審査会上がってくるという形で議論になったテーマであります。そういう意味では、なかなか区民に開くことができなかったこのテーマを、研究者やさまざまな当事者の方々、事業者の方々を含めてこういった議論をするということ自体非常に重要な、そしてまた貴重な場であるとは思っております。ぜひ皆さんのご意見をここに集めて、そして結果的にですが、きっと入れる方にとってはいい制度になった、基準になった、入れない方にとっては悪いということになると思います。これだけたくさんの待機児がいらっしゃるから当然そうなるわけですが、しかし、それが世田谷区の中で保育所が果たすべき役割をきちんと議論して、そしてでき上がったものであるということに落とせたらいいなと思っておりますので、もしご意見やご希望等があれば、お出しただけたらと思います。

委員

ありがとうございました。議題の(1)、(3)、(4)をつなぐようなコメントを1点申し上げたいと思います。

1つは、子ども・子育て応援都市宣言をされた世田谷区としては、世田谷区の幼児教育、保育政策の考え方、需要の考え方、あるいは供給の規制、すなわち入所基準の考え方、そういったものを区民の方々に区長あるいは子ども・若者部長からしっかりと全体として説明してコミュニケーションをとる意思というか、そういったものがとても大事になってくるのではないかなと思いました。

子ども計画の中ですと、幼児教育、保育政策は1アジェンダの中に埋もれてしまいます。一方、基礎自治体だけでどうにもできない税制の問題、中央政府の施策が阻害して基礎自治体として身動きできないような実態もあり、そういったことについて幅広く区民の皆さんにコミュニケーションをとって、オール世田谷でどういうふうにこの5年間、子どもの人口増の期間を考えていくのか。そういった、まず区民の方たちとのコミュニケーションや、区からの丁寧な発信、あるいは考え方の発信というのが大事になってくるのではないかなと思います。研究者の端くれとしての一個人としては、子ども計画の枠以外でも、世田谷区の幼児教育、保育政策の考え方についてという枠の中で、世田谷区の理念、国の制度の阻害要因、あるいは保育需要の考え方、供給の考え方を一定程度まとめたほうがいいのではないかなと思いました。まとめて区民の方たちにご説明をしたほうが、今おっしゃった特定の職業に対する優先利用などの区民の方たちとの合意形成においても大事になってくるのではないかなと思います。

追加で、国際比較研究をしていますと、日本の保育政策は共働きの親が中心に利用するという一方で、専業主婦のお母さんと共働きのお母さんとの利害が分断された制度設計になっていますよね。ただ一方、台湾や韓国等、ほかの東アジアの政策を見ているとユニバーサルになってきて、それはすなわち働く、働かないを超えた社会サービスの供給になっているのですが、裏を返せばそれだけ専業主婦のお母さんと共働きのお母さんとの利害が対立するというような制度でもあるわけで、こういったことは、先ほどおっしゃったように生活インフラの問題ですので、区民の子育て家庭の利害対立が深まらないような、オール世田谷で課題を解決して世田谷の子どもたち、子育て家庭、一緒にクリティカルな局面を考えていこうというようなところで、抽象的な意見になってしまいましたが、そのようなコメントとさせていただきます。

会長

恐らくそれが議事5と絡んでくると思います。保育や子育て支援のさまざまな事業というのは、子どもたちがこの地域の中で健康に健やかに育ってくれるためのさまざまな施設や事業が協力し合いながら、さまざまな暮らしや生き方というものを支えていかなければならないわけなので、どういう形で実態を把握していくのかということが重要になってくると思います。もう1つは、こちらの意図、いわゆる現状認識のようなものをどのような形で区民の方々に伝えていくのかということも重要な課題だと思います。待機児が多い中で言えば、この会議体としてもどういうふうに情報公開していくのか、あるいはどうやって意見をまとめていくのかということを考えてみななければいけないだろうと思います。部会を今回つ

くるということも、1つの情報公開の手法ではあるわけですがけれども、更なる情報公開が必要になると思います。そのことについては、十分私としても事務局と相談しながら、最もいい方法ということと、現実的に可能な方法ということを探っていきたいと思っております。

ほかにはこのことについてご意見はございませんか。では、これはまた部会で議論を進めていくということにしたいと思っております。

では、最後の議題になりますけれども、(5)幼児教育・保育推進ビジョンの策定について、お願いいたします。

(5) 幼児教育・保育推進ビジョンの策定について(報告)

事務局 それでは、幼児教育・保育推進ビジョンの策定及び昨日開催されました第1回目の幼児教育・保育推進ビジョン策定委員会でのお話を簡単にご報告させていただきたいと思っております。

主旨でございますけれども、前回のこの子ども・子育て会議におきまして、本日配付しております別紙3に基づきましてご説明をさせていただいておりますので、策定に至った経緯、あるいは主旨、背景につきましては、ここでは割愛させていただきたいと思っております。

先ほどもお話ししましたように、昨日、第1回目の世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの策定委員会を開催いたしました。本日の資料といたしましては、昨日の委員会での資料を一部参考として配付させていただいております。

ビジョンの策定にあたりましては、別紙4にございます検討体制あるいはスケジュール、このような形できのうお示しいたしまして、委員会ではご了承いただいております。委員会では主に、世田谷における幼児教育・保育のあり方、理念、世田谷が目指す幼児教育の方向性などについて重立った議論をしていただきたいと考えておりまして、この議論を踏まえてどういう施策体系を打っていくのか、個別の課題等もございますので、そういった部分については専門部会を設けて検討していくという形になりました。

きのうは初回でもございますので、まず、この策定委員会の委員長就任を承諾していただきました白梅学園大学の汐見先生から、幼児教育の大切さについてお話をいただいた後、各委員から自己紹介とともに、世田谷の幼児教育・保育ですとか、あるいは育児などについて、自由にお話をいただいた次第でございます。資料にも載せておりますが、名簿も今回添付させていただいております。委員会のメンバーは、現場の園長先生ですとか、保護者の代表、それから、教育委員会と子ども・若者部で構成されておりまして、教育委員会も絡んでいるので、義務教育にどんな影響を及ぼすかということを議論いただくために、小学校の校長先生の代表や小学校のPTAの代表の方も今回入っていただいているという形です。

これから、きのうお話に出たものを少し整理して、重立った意見をご紹介します

ていただきたいと思っております。

重立った意見として、例えば、幼児期は自分が好きなことを見つけることや、子どもの気持ち、お話に対して大人が共感することが大切であるということ。幼児教育・保育の理念は大切であり、理念に基づいてどういう施策を講じていくのか、理念なき施策でも理念だけでもいけないということで、今回のビジョンに非常に期待している。先生や子どもたちと一緒に遊ぶボランティアの大学生について、子どもと関わる大人自身の生活力が低下していて、遊びや安全性などに対する意識が低くなってきているのではないかというお話もありました。あと、大人が用意したプログラムよりも、自然の中での遊びのほうが子どもたちにとっては心の底から楽しんでいるように思えるというお話もございました。また、幼児教育というのは0歳から6歳児までの連続性を踏まえて生きる技術を身につけるものであって、0歳から丁寧に育てていこうという、0歳からの市民教育という視点も大切だというお話もありました。また、親は早く子どもから手を離したがっているのではないか、また、子どもに我慢をさせることをさせていないように思うという意見もありました。また、幼稚園と保育園との違いでは、子どもの先生に対する距離感が違う、また、小学校に入学したときも先生とどう接していいのかという、先生との距離感に戸惑いを感じているというお話もありました。また、親子の愛着をきちんと確立することが大切である、子どもが本来持っている可能性を引き出すようなビジョンをつくっていききたいというお話もございました。

このような意見が出されまして、この中でも幾つかキーワードになるものがあったと感じております。

最後に委員長から、皆様から出していただいた意見を踏まえまして、何点が論点整理の参考にしたいというお話もございました。

まず1点目として、子ども・子育て支援新制度の弱点として、理念は正しいのだけれども十分な議論がなく、私立幼稚園の所管を都道府県から関係を持っていない市区町村に変えたということが挙げられます。特別区の場合は結構私立幼稚園とのつながりはありますが、多分地方の自治体は、私立幼稚園とのつながりが希薄なのだろうと思います。そういうところに所管を変更したという部分はありますが、これはプラスに捉えていくと、私立幼稚園が加わったことで新しいハーモニーをつくり出していけるチャンスではないかという話もございました。

また、これも先ほどありましたけれども、幼稚園と保育園との交流を通して、それぞれ持っているよさを生かしながら、相互乗り入れをしていいものを学び合えるチャンスでもあるのではないかというお話もございました。

次に、環境で育てるということで、大人がどういう気持ちで子どもに接していいのか、あるいは地域が子どもを温かく見守っていく、育てていく環境をつくっていくことが大切だというお話もございました。また、哲学のある教育・保育をつくっていく議論も大切だというお話もいただいております。

今回、こういったような意見や論点をいただいておりますので、次回8月に開

催する予定ですが、いただいたご意見の論点整理を行いながら、次回はもう少し突っ込んだところで世田谷が目指す幼児保育について具体的な議論をお願いする予定になっております。

また、最後ですが、ビジョン策定にあたりまして現状把握をさせていただきたいということで、幾つかアンケート調査をさせていただき予定になっております。そのお話を最後にさせていただきたいと思っております。

簡単にご説明しますと、まず、未就学児の保護者については、0歳から5歳児の保護者それぞれ1,000名、合計6,000名を無作為抽出いたしまして、育児状況や子どもの生活状況、育児に対する考え方などについて調査をさせていただき予定になっております。また、幼稚園や保育園などの保育施設につきましては、保育内容や教職員の資質向上、保幼小の連携などについて調査させていただき予定になっております。また、区立の小学校1、2年生の全保護者、それから今年度、昨年度1年生の担任の先生及び区立小学校の校長先生に対しまして、小学校入学時の児童の学校での状況や幼稚園・保育園等から小学校への接続の状況を把握するための調査を実施したいと考えております。これらの調査につきましては、準備が整い次第、今月から7月にかけて順次実施をしていきたいと考えております。

なお、小学校1年生の保護者と担任につきましては、入学時期の状況、4月、5月を振り返ってという形でまず調査させていただいて、夏休みが明けてもう少し落ち着いたところでもう1回1学期を振り返ってみてという形で、入学時期の状況からどのように状況が変化しているのかという視点でも、同じような内容で調査をお願いしようとは考えております。

本日の資料でも別紙5におきまして設問項目を記したものを参考までにお配りさせていただいております。このアンケート調査を踏まえながら、小学校の教員ですとか、幼稚園の先生、保育士等についても、今度はこのアンケート調査の結果を踏まえて、また、現場の先生方の声も聞いていきたいと考えておりますので、ヒアリングも実施させていただきたいと思っております。

また、きのうの委員会でこのアンケートにつきまして幾つかご意見をいただいております。かなりボリュームがある調査になっておりますので、策定委員会からも今後お気づきの点や意見をいただいた上で、最終調整をして調査を実施する予定になっております。

私からの説明は以上です。

会長

幼児教育・保育推進ビジョンの策定ということで、きょうこれは報告ということでしたが、今のお話の中で、この子ども・子育て会議として委員の方々からの、ぜひこういう議論をしていただきたいですとか、調査項目の中にこういう内容は入れられないのかというご意見をいただくことは可能でしょうか。

事務局

この会議でいただいたご意見については、策定委員会にも子ども・子育て会議でこういったご意見をちょうだいしましたということで報告はさせていただきたいと思っております。また、調査内容につきましては、先ほど言ったように今月

から7月にかけて実施していくということで、この間も事務局といろいろ調整をしながらやってきております。ただ、やはり足りない部分とかを今いろいろ承っているところがございますので、大筋は、きのうの策定委員会でご了承いただいた内容に沿って策定委員からいただいたご意見を踏まえて、もう少し修正を加えていきたい。次回は8月に策定委員会を開催する予定ですが、できればそこで速報値のようなものをご報告して、それを踏まえながら世田谷が目指す幼児教育について検討していきたいと考えております。そういった事情を考えると、なかなか時間がタイトになってきておりますが、ご意見としていただければ可能な限り検討はしていきたいと考えております。

会長 今後、子ども計画を評価して様々な事業を実施していくにあたって、今回実施するアンケート結果が関連してくることが多数あると思えます。調査を受けるものというのはみんな同じですので、これが教育委員会で使われるのか、あるいは子ども・若者部で使われるのか、これは区民にとっては同じですので、できる限り共有できるような項目であれば、その項目をぜひ使えるような形にさせていただきたいということがこちらからのお願いになります。ですので、皆さんもしお気づきの点等があれば、今のお話ですと、例えば小学校の1、2年生の担任には、秋にもヒアリングなさるといいますから、それには十分間に合うので、こういう質問をぜひしていただきたいとか、この項目についての結果をお知らせいただきたいという形で資料を提供いただくことなら恐らくできると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

もし、この調査に関してですが、どうしてもということがあれば事務局に相談して、何らかの形でこちらの意見をビジョンの調査に入れていただくということもご検討いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

委員 幼児教育の幼児というのは、具体的には何歳を指すのでしょうか。児童福祉法の法律の定義では、乳児は0歳、幼児は1歳からです。3、4、5歳のことだけを頭に入れて検討するのではなく、就学前の全ての子どもの育ちを支えるという視点を忘れないでいただきたいなと思います。

事務局 この点につきましても、先ほど意見を羅列してご報告しましたが、0歳からの市民教育という視点もやはり捉えておりますし、また、0歳から6歳の連続性を踏まえた生きる技術を身につけるという部分で、我々としてはやはり0歳から十分意識をして議論していきたいと考えております。

会長 それでは、きょうの議事につきましてはこれで終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、部長が途中から参加いたしましたので、一言お話をさせていただきます。

事務局 すみません、子ども・若者部長です。おくれて失礼いたしました。1つお願いがありまして、本日1番目の議題でご説明した中で、4月に区長から厚生労働大

臣に待機児解消に向けた要望をしたというお話をしたと思いますけれども、改めてまたこれを具体化して要望していきたいということを今検討しています。具体的には、資料1ですけれども、「子育てしながらも仕事を続けられる柔軟な勤務形態の導入」というところ、働き方改革と呼んでいますけれども、ここの部分を、自治体の施策の範囲をかなり超えた部分でありますけれども、より具体的に要望していきたいと思っています。会長から、この部分は意見があったら事務局に送ってくださいというお願いをしましたけれども、この部分に関してもアイデアですとか、実体験に基づいた見立てですとかをいただければと思っています。

それと、これに合わせて区も要望するだけではなくて、1つの会社ですから、何か国を先導するような、育休がとりやすいですとか、そういう取り組みを区役所の中でできればという検討もしています。このことについて、公務員だからできるのではないかとすとか、公務員優先なのではないかといった印象を与えてしまい、かえって得策でないかもしれないというのも悩んでいまして、その辺のイメージも皆さんに率直なところをいただければと思っています。あわせてお願いです。よろしくお願いいたします。期限は特に設けませんので、今回のさまざまな意見と同時にいただければと考えております。

委員 区役所の男性の育休取得率はどれくらいですか。

事務局 率にならないくらいで、数名ということになっています。女性は、期間はいろいろですけれどもほぼ100%とる。男性もないことはないですけれども、かなり少ないです。

委員 会社にこういったことを求めるというのはとてもよいことだと思いますが、実際問題は、待機児童の問題がありますので、議事4の指数というところに関係してきますが、私たちとしては、なるべく会社に長時間いるような形で証明書を書いてもらわないと保育園には入れないのですね。なので、どっちが卵か鶏かではないのですけれども、現状、世田谷区民としては、長時間労働を私たちはやっていますと、だから認可に入れてくださいというのが本音です。

事務局 皆様、さまざまな貴重なご意見をありがとうございました。本日の議題は全部終了いたしました。

最後に、事務局より2点ほど事務連絡をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、毎回お願いしております本日の議事録については、でき次第皆様にメールでお送りいたしますので、ご確認をお願いしたいと思っております。修正がございましたら、事務局にご連絡ください。また、区のホームページにも議事録を公開いたしますので、ご了承ください。

2点目につきましては、次回のこの部会の開催日時です。7月下旬を考えておりますが、会長と副会長の出席いただける日時ということで、なるべく多くの委員の方が出られる日時を考えたいと思っておりますが、会長の日程はいかがでしょうか。

[日程調整]

事務局 それでは、次回は7月22日金曜日の9時半からということで、会場はまた後ほど事務局よりメールにてご連絡いたしますので、予定を入れさせていただきたいと思ひます。

委員 時間がないのにすみません。ことし第1回の会議だったので、ぜひ次回に、虐待の状況や7月から始まる世田谷版ネウボラについて、皆さんが区内全体の子育ての状況が把握できるような報告をいただければと思ひます。新制度以外の部分ではあると思ひますが、密接な関係があると思ひますのでぜひ願ひします。

事務局 わかりました。ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたように、7月から世田谷版ネウボラが始まります。虐待のことですとか、実は児童福祉法の改正によって児童相談所が区も手を挙げれば設置できるような状況もありますので、そのような区の施策の状況についてもお示しできる範囲でご紹介したいと思ひます。

 それでは、本日第1回の子ども・子育て会議を閉会いたしたいと思ひます。長時間ありがとうございました。